平成２７年（フ）第４５６号
北九州市小倉北区神岳２丁目２番42―203号
債務者　奥田　静江
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５３号
佐賀県杵島郡白石町大字福富4141番地２、前住所福岡市西区愛宕浜２丁目１番12―301号
破産者　奥村　陽子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４号
名古屋市北区東長田町３丁目30番地の７
破産者　林　　敦子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２０号
愛知県春日井市如意申町２丁目９番地11
破産者　村畑　徳司
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２０号
名古屋市緑区藤塚１丁目702番地の１
破産者　木村　一也
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５８号
神戸市北区有野町唐櫃3389番地
破産者　上田　　基
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
北九州市八幡西区楠木２丁目15番３号（101号）
破産者　渡辺　達矢
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７１３号
仙台市青葉区堤通雨宮町12番16―102号、破産手続開始決定時の住所仙台市青葉区通町２丁目16番22号　ウエルアップ北仙台101
破産者　桂木　哲也
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
仙台市太白区郡山５丁目５番６号
破産者　酒田由美子
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字中切５番地　ベルソフィア今伊勢Ａ―102号
破産者　森　ゆき子
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１７号
愛知県田原市堀切町新堀西58番地１
破産者　佐藤　　司
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３８号
愛知県豊川市中央通４丁目15番地　サンクレーア豊川中央通402号
破産者　小塚　志枝
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１３０５号
京都府宇治市広野町桐生谷25番地の31
破産者　井阪　善春
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１６号
京都府宇治市木幡南山９番地の393
破産者　磯俣　次男
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
広島県廿日市市山陽園８番19―201号、開始決定時の住所広島県尾道市久保町2178番地
破産者　池田　政雄
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６８３号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟103号、従前の住所名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟104号
破産者　纐纈　友弘
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月25日午前10時10分
平成27年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０号
長野市中御所111―５
破産者　株式会社Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　Ｃｏｎｄｉｔｉｏｎｉｎｇ　Ｒｏｏｍ
1　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで
2　一般調査期日　平成27年11月12日午前10時30分
平成27年10月１日
長野地方裁判所民事部破産係